

専任を必要とする主任技術者の兼務について

東京都交通局が発注する工事で、専任を必要とする主任技術者の兼務につきましては、当面の間、以下のとおり実施しますので、お知らせいたします。

1 実施要件

専任を必要とする主任技術者（以下「専任技術者」という。）が兼務できる要件は、次の(1)から(4)までとする。

- (1) 及び の両方に該当する工事のうち、又は に該当する工事は除く。
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は工事の施工に当たり相互に調整を要する工事（別紙参照）
工事現場間の相互の間隔が直線距離で 5 km 以内の範囲にある工事
発注工事が高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事で案件公表時にその旨を明示している工事
発注者が適正な施工が困難であると判断する工事
- (2) 同一の専任技術者が兼務できる工事件数は、2 件までとする。
- (3) 都及び都以外（「他発注機関」という。）が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できる。
- (4) 対象は、元請の専任技術者とする。

2 兼務申請等の手続

専任技術者の兼務を希望する者は、「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」（以下「申請書」という。）を、次のとおり契約部署に提出する。

- (1) 公表から希望申請受付終了まで
兼務を希望する二つの工事主管部署の確認印を受ける前に、必要事項を記入した申請書を電子調達システムにより提出する。
- (2) 希望申請受付終了から入札締切日まで
兼務を希望する二つの工事主管部署の確認印を受けた申請書を持参又は郵送等により提出する。
- (3) 開札日
工事主管部署の確認印を得ることができず、新たな専任技術者を配置する場合は、開札後の積算内訳書の確認時に、希望票兼予定監理技術者等調書を提出する。

3 適用時期

平成 26 年 4 月 1 日以降に公表する工事から適用する。

【問合せ先】 1 について 交通局建設工務部部計画改良課技術管理係 直通（03）5320-6236
2 について 交通局資産運用部契約課契約調整担当 直通（03）5320-6062

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる
工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

(例えば、舗装(仮復旧を除く。)、水道施設、下水道施設、コン
クリート構造物、土工(切盛土)など)

工事施工に当たり相互に調整を要する工事とは、

- a) 工事用道路(施設の出入口等も含む。)を共有しており、工
程調整が必要な工事
- b) 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- c) 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- d) 同一の河川又は同一の敷地施設の工事

(例えば、公園、住宅、浄水場、水再生センターなど)

- e) 資材の調達を一括で行う工事

などとする。

(様式1)

専任を必要とする主任技術者の兼務申請書

平成 年 月 日

(あて先)発注者

住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので申請します。

記

主任技術者氏名		
希望申込み案件	契約番号	
	工事件名	
	施行場所	
	予定価格(税込)	
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	現場代理人予定者	
	工事主管部署	
既に履行中の工事	専任・非専任の区分	専任 非専任 どちらかに をつける
	工事件名	
	施工場所	
	契約金額(税込)	
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	現場代理人	
	工事主管部署	
担当者及び連絡先		
希望申込み案件の 工事主管部署 確認印	既に履行中の工事の 工事主管部署 確認印	